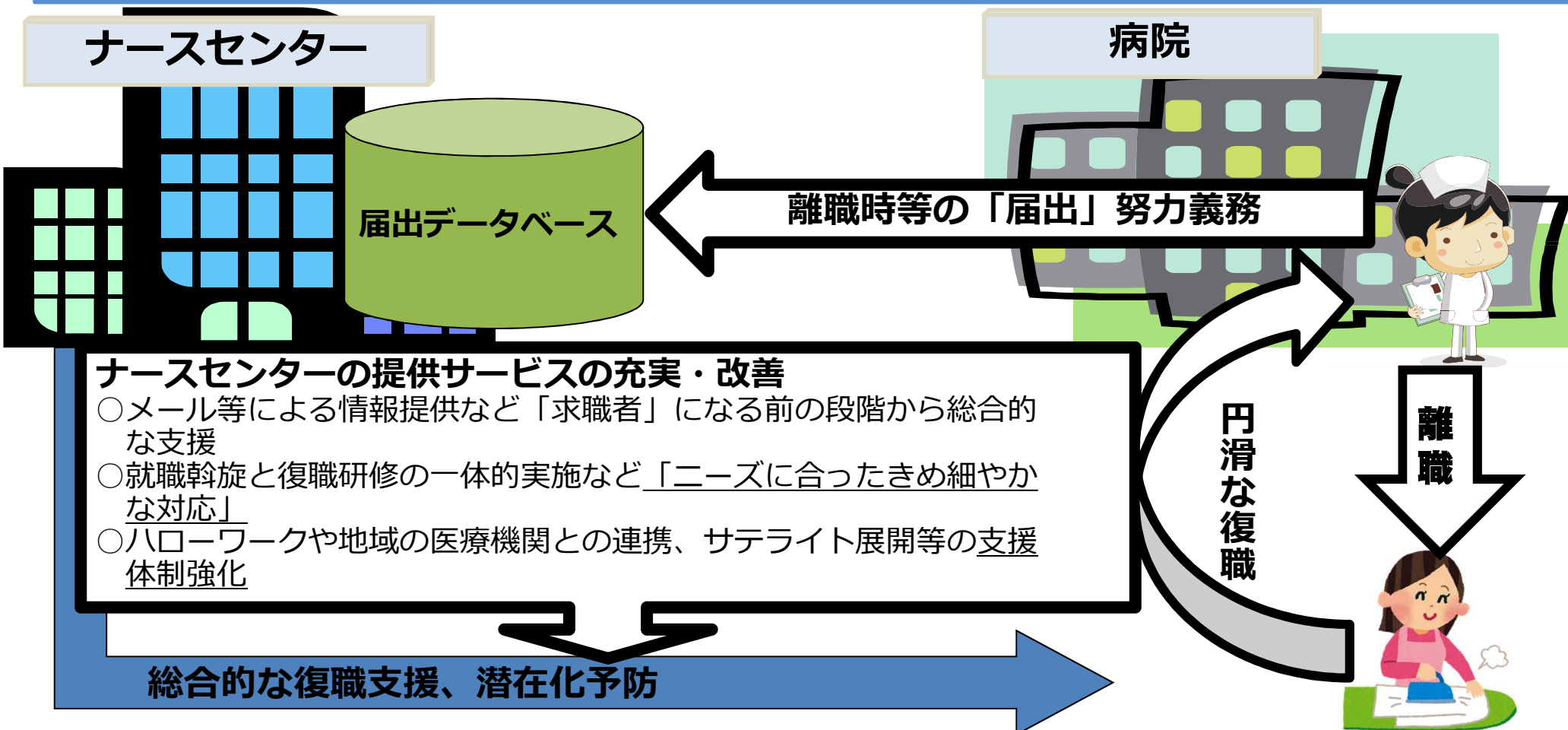


看護師等の復職支援強化のイメージ ※平成27年10月1日施行（看護師等人材確保促進法改正）

- 都道府県ナースセンターが中心となって、看護職員の復職支援の強化を図るため
 - ・ 看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者の把握を徹底。
 - ・ ナースセンターが、離職後も一定の「つながり」を確保し、求職者になる前の段階から効果的・総合的な支援を実施できるようナースセンターの業務を充実・改善。
 - ・ 支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等関連規定を整備。



ナースセンター機能強化のイメージ

※平成27年10月1日施行

- 看護師等免許保持者について、連絡先など一定情報の届出を義務づける制度を創設。
- 「届出制」により把握した情報を活用し、ナースセンターサイドから「離職中の看護師等」に対して積極的にアプローチし、「求職者」となるよう働きかけることが重要。
- そのための体制強化を検討(例: ナースセンターへのコーディネーター配置、サテライト展開等)
- 都道府県のナースセンター運営協議会等を活用して、受け入れ医療機関(求人)サイドのニーズも汲み取りながら、ナースセンターによる看護職員確保対策を協議。

